

## 不動産等公売における暴力団排除要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づき、茨城租税債権管理機構（以下「機構」という。）が実施する不動産等公売に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及び暴力団関係者等の排除に関して必要な措置を講ずることにより、不動産等公売の適正な実施の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 不動産等公売 機構が差押不動産又は動産等を換価するときに実施する公売及び公売に代わる随意契約をいう。
- (2) 暴力団関係者等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者及び暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (3) 最高価申込者等 不動産等公売により決定した最高価申込者若しくは次順位買受申込者又は随意契約により買受人となるべき者をいう。

### (不動産等公売への参加制限措置)

第3条 暴力団及び暴力団関係者等は、機構が実施する不動産等公売の買受人になることができない。

### (暴力団及び暴力団関係者等ではないことの確約書)

第4条 管理者は、最高価申込者等に対し、暴力団及び暴力団関係者等ではないことを確約するために「暴力団及び暴力団関係者等ではないことの確約書」（別記様式またはその様式に準ずる項目を満たすもの）を管理者に提出するよう求め、受領すること。

### (排除措置)

第5条 管理者は、不動産等公売の手続中に買受人が暴力団及び暴力団関係者等であることが判明した場合は、売却決定等の処分をしないこと、又は取り消すことができる。

2 管理者は、警察等から公売参加者が暴力団及び暴力団関係者等であるため不動産公売等から排除するよう事前に要請を受けた場合は、事実関係を確認したうえで、必要な措置を講ずることができる。

3 その他暴力団排除のために売却決定等の処分の取消等が必要な場合、管理者は、必要な措置を講ずることができる。

(暴力団排除の周知)

第6条 管理者は、本要綱が規定する事項について、広報等を実施し、公売参加者に周知するように努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

暴力団及び暴力団関係者等ではないことの確約書

茨城租税債権管理機構管理者様

私は、茨城租税債権管理機構が実施する\_\_\_\_\_公売の参加に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体及び不動産等公売における暴力団排除要綱（平成29年4月1日茨城租税債権管理機構施行）に規定する暴力団関係者等ではないことを確約します。

また、この確約に反することが判明した場合は、売却決定等の処分が取り消されても異議を申しません。併せて、これにより損害が生じた場合でも、一切自己の責任といたします。

なお、確約事項の確認のため、茨城租税債権管理機構が茨城県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意します。

年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は法人名及び代表者名）

㊞